一般職の職員の給与の特例に関する条例をここに公布する。

平成31年 3月19日

河合町長 岡 井 康 徳

河合町条例第8号

一般職の職員の給与の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)において、一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年8月河合村条例第25号。以下「職員給与条例」という。)の規定に基づいて支給する給与の額を減ずるため、給与の特例を定めるものとする。

(一般職の職員の給与額の特例)

- 第2条 特例期間における次の各号に掲げる職員(以下「特例対象一般職員」という。 ) の給料月額は、職員給与条例別表第1の規定にかかわらず、同表の規定により定 められた額から次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じ て得た額を減じて得た額とする。ただし、手当(地域手当及び時間外勤務手当を除 く。) の額の算出の基礎となる給料月額は、この限りでない。
  - (1) その職務の級が6級以上の職員 100分の7
  - (2) その職務の級が5級の職員 100分の6
  - (3) その職務の級が4級及び3級の職員 100分の3
  - (4) その職務の級が2級以下の職員 100分の2
  - (5) 再任用職員 100分の2

附則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。